

岸和田市告示第 299 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は本市財務部納税課にて保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年9月28日

岸和田市長 佐野 英利

記

- 1 公示送達をする書類の名称

- ## 2 送達を受けるべき者

西村 正人